

県南地域プロモーション映像制作事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

県南地域プロモーション映像制作事業業務委託

2 目的

県南地域は、鉄道、高速道路といった交通インフラが充実し、豊かな自然にも恵まれており、子育て環境も充実しているが、その利便性及び魅力の認知度が十分に高いとは言えない。

本事業において、県南地域の魅力を多角的に発信できる映像を制作することで、インターネットやメディア等で公開するほか、国内外における各種プロモーションの機会において戦略的な活用を図ることができ、「県南地域に行きたい、住みたい」を共感してもらい、県南地域の認知度向上、関係人口の創出、移住促進等につなげていくことを目的とする。

※県南地域（次の3地域）

- ・八代地域：八代市・氷川町
- ・水俣・芦北地域：水俣市・芦北町・津奈木町
- ・人吉・球磨地域：人吉市・錦町・多良木町・湯前町・あさぎり町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村

3 委託契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

4 業務内容

県南地域の資源（食、観光、文化、伝統、自然等）の魅力をダイナミックかつ疾走感ある映像で表現し、「県南地域に行きたい、住みたい」を視聴者の感情に訴求するための映像を制作する。

なお、業務実施にあたっては、委託者と協議のうえ進めるとともに、必要に応じて、適宜報告すること。

(1) 企画・構成

ア プロポーザルでの提案内容を基に、委託者と協議のうえ、内容を決定すること。受託者は決定した内容を基に、絵コンテ等で映像の内容が把握できるものを作成すること。

イ 制作した映像は、令和8年度（2026年度）以降各種プロモーションに活用することから、継続的な費用が発生する企画提案は原則として回避すること。

ウ 映像の構成内容は以下のとおり

主な用途	①各種催事、観光施設等におけるモニター放映 ②県、市町村、観光関係団体等が運営するSNS及びWEBサイトへの掲載 ③テレビ等のメディアでの放映 ④都市部でのデジタルサイネージ広告 ⑤地域の魅力発信に繋がるプロモーションツールとしての貸出
映像素材	①多様な撮影技術（360度動画、VR、ドローン撮影、タイムラプス撮影等）を活用し、ダイナミックかつ疾走感ある映像であること。 ②自然や食、観光スポットといった観光資源だけでなく、その地域のストーリーや文化、歴史が伝わるものであること。 ③空港や駅などの公共機関や商業施設等のデジタルサイネージ、モニター等において、無意識の視聴であっても目を引くようなインパクトある映像であること。
映像仕様	県南地域（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）の3地域ごとの地域版と全域版を制作すること。 ①【地域版】本編 3分程度 各地域1本以上 ②【地域版】ダイジェスト版 1分程度 各地域1本以上 ③【全域版】本編 3分程度 1本以上 ④【全域版】ダイジェスト版 1分程度 1本以上 ※③④については、①②をつなげることによって制作することも可。

(2) 撮影・編集

企画・構成に基づき、制作に必要な映像の撮影を行うこと。次の内容については、委託業務に含むものとする。

ア 映像撮影に必要なとなるスタッフ、出演者、機材、施設、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。

イ 撮影場所の許可等、必要なスケジュール調整や各種手続き等については、受託者が適切に対応すること。なお、撮影場所や撮影時期等については、委託者と協議のうえ、決定すること

ウ 映像制作に当たっては、基本的に新規撮影を原則とすること。ただし、季節や天候等により撮影が難しい場合や、適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続き等は受託者において行うこと。

エ 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積に含めること。

オ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないように留意すること。著作権等の許諾が必要

な場合の手続きは受託者において行うこと。

カ 映像制作にかかるアスペクト比や解像度、フレームレートなどの専門的な事項については、受託者が委託者へ提案し協議の上、決定するものとする。

(3) 成果品

ア 成果品

①制作した映像の最終版を保存したDVD等の記憶メディア

②撮影素材・映像データ一式

※一般的な家庭用プレイヤーでの再生及びDVD、ブルーレイドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。

イ 納期

令和8年（2026年）3月13日（金）まで

ウ 納入方法

持参又は郵送

エ 納入場所

熊本県県南広域本部総務部振興課（熊本県八代市西片町1660）

5 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に係る権利（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に十分な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

6 特記事項

- (1) 受託者は本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 委託者から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。

- (4) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。なお、不可抗力など受託者の責任によらないものについてはその限りではない。
- (5) 受託者は、いかなる場合においても、この契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報を本業務以外で使用しないこと。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (8) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議すること。